

# 一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人高知県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第43条の規定に基づき、定款第39条第2号に規定する退職互助部の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 退職互助部は、定款第40条第1項に規定する退職互助部会員で構成する。

(会員)

第3条 退職互助部会員は、次のとおりとする。

- (1) 現職会員 定款第40条第1項に規定する一般互助部会員（以下「一般互助部会員」という。）のうち、退職互助部の目的に賛同して、退職互助部へ加入した者
- (2) 特別会員 45歳に達した日以後に退職（死亡による退職を除く。以下同じ。）をした現職会員のうち、第15条の規定による掛金を完納した者

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合は、現職会員以外の者に特別会員の資格を付与することができる。

(事業)

第4条 退職互助部では、定款第4条第2号及び第3号に掲げる事業を実施するほか、同条第1号に掲げる事業として、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 現職会員の死亡及び退職その他現職会員の資格喪失に対する給付
- (2) 特別会員の傷病及び死亡並びに特別会員の配偶者の医療に対する給付
- (3) 前2号に掲げるもののほか、退職互助部会員の福利厚生に関する給付その他の事業（相談室の設置）

第5条 特別会員の福利厚生に資するため、退職互助部に相談室を置くことができる。

(退職互助部会員の資格の得喪)

第6条 一般互助部会員は、35歳に達した日の属する年度の次の年度の4月1日に現職会員となる資格を取得する。

2 当該年度の4月1日以後に一般互助部会員となった者のうち、当該年度の4月1日に35歳以上である者は、一般互助部会員となった日に現職会員となる資格を取得する。ただし、雇用期間に定めのある職員で、一般互助部のみに加入している者については、雇用期間に定めのない職員となった日に現職会員の加入資格を取得する。

3 現職会員は、一般互助部会員の資格を喪失した日に、その資格を喪失する。

4 現職会員が、退職互助部から脱退を希望するときは退職互助部脱退申出書を理事長に提出するものとし、受理された日の属する月の翌月から資格を喪失する。

5 現職会員は、45歳に達した日以後に退職し、定められた手続きを取り、かつ、第15条の規定による掛金を完納したときは、退職した日の翌日にさかのぼって特別会員の資格を取得する。

6 特別会員は、死亡した日の翌日に、その資格を喪失する。

一部改正（平成29年4月1日）

一部改正（令和3年2月20日）

(会員の権利及び義務)

第7条 退職互助部会員は、次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 給付を受ける権利

- (2) 事業に参加する権利
- (3) 役員及び評議員になる権利
- (4) 一般財団法人高知県教職員互助会（以下「互助会」という。）の諸規程及び機関の決定に服する義務
- (5) 掛金を納入する義務（現職会員に限る。）

## 第2章 給付

（給付の種類）

第8条 退職互助部の給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療費補助金
- (2) 配偶者医療費補助金
- (3) 脱退一時金
- (4) 単身者一時金
- (5) 弔慰金
- (6) 長寿祝金

（医療費補助金及び配偶者医療費補助金）

第9条 特別会員が疾病又は負傷によって療養を受けたときは、医療費補助金を支給する。ただし、70歳に達した日以後の疾病又は負傷による療養については、この限りではない。

- 2 特別会員の届出配偶者（定められた資格取得手続きが完了した特別会員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと理事長が認める者を含む。）に限る。以下同じ。）が、45歳に達した日以後に疾病又は負傷によって療養を受けたときは、配偶者医療費補助金を支給する。特別会員が死亡し、配偶者が生存する場合の療養についても、また、同様とする。
- 3 特別会員に準ずる配偶者（現職会員が45歳に達した日以後に死亡し、既に第15条の規定による掛金を完納していた場合（配偶者が現職会員に代わって第15条の規定による掛金を完納した場合を含む。）において、所定の手続を経た配偶者をいう。以下同じ。）が45歳に達した日以後に疾病又は負傷により療養を受けたときは、第1項に規定する医療費補助金に準じて算定した金額を配偶者医療費補助金として支給する。
- 4 第1項ただし書の規定は、前2項の配偶者医療費補助金の支給について準用する。
- 5 前各項に規定する医療費補助金及び配偶者医療費補助金は、社会保険診療報酬点数表により算出した額（看護等にあつては厚生労働大臣等が定めるところにより算出した額）のうち特別会員又は届出配偶者が支払った一部負担金（ただし、食事療養費の標準負担額を除く。）から次の各号に掲げる額を控除し、更に医療費補助金については1件（月ごと、医療機関ごと）1,000円、配偶者医療費補助金については1件（月ごと、医療機関ごと）2,000円を控除した額とする。
  - (1) 特別会員又は届出配偶者が加入する健康保険に付加給付があるときは、それに相当する額に相当する額
  - (2) 特別会員又は届出配偶者が加入する健康保険に高額療養費等の法定給付があるときは、当該高額療養費に相当する額
  - (3) 他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により公費負担等がある場合は当該公費負担等に相当する額
- 6 前項の規定により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付1件につき、100円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てる。

7 第5項及び第6項により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付1件につき、0.75を乗じた額を支給する。

一部改正（令和3年1月1日）

（脱退一時金）

第10条 現職会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者が現職会員であった期間に納入した掛金総額に相当する金額を現職会員であった者に脱退一時金として支給する。

（1）45歳未満で退職（割愛による退職を除く。以下この条において同じ。）したとき。

（2）45歳以上、かつ、現職会員であった期間の掛金納入回数が193回未満の者が退職し、特別会員の資格を取得しないとき。

（3）現職会員であった期間の掛金納入回数が193回以上、かつ、疾病又は負傷により健康保険の自己負担額が全額免除となっている者が退職し、特別会員の資格を取得しないとき。

（4）他部局への異動、割愛による退職又はこれと同様の事由と理事長が認める事由により現職会員の資格を喪失したとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に該当する者が希望するときは、脱退一時金の支給を留保することができる。

（単身者一時金）

第11条 現職会員が特別会員の資格を取得した場合において届出配偶者がいないときは、その者に、現職会員が死亡した場合において配偶者が特別会員に準ずる配偶者となったときは、その配偶者に、その者が現職会員であった期間に納入した額に相当する額のうち、掛金率

1、000分の3に相当する額を単身者一時金として支給する。

2 前項に定めるもののほか、夫婦がともに現職会員であって、その一方又は双方が特別会員の資格を取得した場合、又は届出配偶者である現職会員が退職した場合等は、別に評議員会で定めるところにより単身者一時金を支給する。

（弔慰金）

第12条 現職会員が死亡したときは、現職会員であった期間に納入した掛金総額に相当する額に30,000円を加えた金額を弔慰金としてその遺族に支給する。ただし、死亡した現職会員の配偶者が特別会員に準ずる配偶者となった場合は、その者に弔慰金として30,000円を給付する。

2 特別会員が死亡したときは、弔慰金として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を遺族に支給する。

（1）特別会員の資格を取得した後、1年以内に死亡したとき。 70,000円

（2）特別会員の資格を取得した後、1年を過ぎて2年以内に死亡したとき。 50,000円

（3）特別会員の資格を取得した後、2年を過ぎて死亡したとき。 20,000円

（長寿祝金）

第13条 特別会員が次の各号のいずれかに該当したときは、長寿祝金として各号に掲げる額を支給する。

（1）70歳に達したとき。 10,000円

（2）77歳に達したとき。 20,000円

（3）88歳に達したとき。 50,000円

（4）99歳に達したとき。 100,000円

（給付の請求）

第14条 この規則による給付の請求は、退職互助部会員（現職会員の資格を喪失した後に請求できる給付については、現職会員であった者）がしなければならない。ただし、その者が死亡した場合は、その遺族とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員が死亡した後の第9条第2項に規定する配偶者医療費補助金の請求は、その届出配偶者がしなければならない。ただし、その者が死亡した場合は、その遺族とする。

3 第9条第3項に規定する配偶者医療費補助金の請求は、特別会員に準ずる配偶者がしなければならない。ただし、その者が死亡した場合は、その遺族とする。

### 第3章 掛金及び会計

#### （掛金）

第15条 現職会員は、その資格を取得した日の属する月から毎月、掛金として給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。）月額（年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を12で除した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）の1,000分の8に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を300回に達するまで給与からの控除により納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定に基づき育児休業をしている現職会員については、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金の納入を要しない。この場合において、当該掛金の納入を要しない期間については、前項に規定する回数に含めないものとする。

3 現職会員が、45歳に達した日以後に退職し、特別会員となる際、第1項に規定する回数の掛金を完納していないときは、退職の日の属する月の給料月額に1,000分の8を乗じて得た額に前項に規定する回数に達するまでの残余の回数に乗じて得た金額を、一括納付しなければならない。

4 現職会員が、特別会員となる際、その者の年齢又は届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が60歳に達していない場合は、第3項の規定による掛金に60歳を基準として45歳まで、その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が1歳若くなるごとに、それぞれ、10,000円を加算した額を掛金として納付しなければならない。

5 前項の規定は、現職会員の配偶者が特別会員に準ずる配偶者となる際、その年齢が60歳に達していない場合の掛金の納入について準用する。この場合において、同項中「その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢」とあるのは、「特別会員に準ずる配偶者となる者の年齢」と読み替えるものとする。

6 第3項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき掛金を納入すべき者に支給すべき単身者一時金があるときは、その者に当該単身者一時金の額の全部又は一部を支給せず、これをその者の掛金に充当することができる。

7 第3項から前項までに規定するもののほか、前項の規定による充当の方法その他掛金の納入について必要な事項は、評議員会において定める。

#### （会計）

第16条 退職互助部の経費は、退職互助部会員の掛金及びその他の収入金をもって充て、予算で定める。

一部改正（平成27年4月1日）

## 第4章 雑則

(規定の準拠)

第17条 この規則に別段の定めがある事項を除くほか、退職互助部の運営については、定款、一般互助部運営規則その他の互助会の規定に準拠して行う。

(費用の調整)

第18条 理事長は、掛金及び給付に要する費用について、少なくとも5年ごとに再計算を行い評議員会に報告しなければならない。

(事業の廃止)

第19条 退職互助部を廃止しようとする場合は、清算に関する規程を定め、理事会及び評議員会の議決を受けなければならない。

(細則の制定)

第20条 この規則の施行に関し必要な細則は、評議員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(財団法人高知県教職員互助会退職互助部規程の廃止)

2 財団法人高知県教職員互助会退職互助部規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年2月20日から施行し、令和3年1月1日に遡及して適用する。